

**よくあるご質問**

**問1. 特別徴収は本人の意思でやめることはできますか？**

答1. 本人の意思での選択はできません。  
 公的年金に係る所得から算出された個人住民税については、地方税法の規定により公的年金から「特別徴収の方法によって徴収するものとする」とされており、公的年金を受給しているすべての納税義務者が対象となります。  
 従いまして、平成21年10月以降の納期分の公的年金に係る個人住民税を納付書や口座振替で納めることはできなくなります。

**問2. 介護保険料が年度途中で変更になったため、公的年金から特別徴収されなくなり普通徴収に切り替わりました。この場合、個人住民税についてはどうなりますか？**

答2. 介護保険料が公的年金から特別徴収されなくなった場合、個人住民税についても同じく普通徴収に切り替わります。  
 また、転出などにより、介護保険料が特別徴収されなくなった場合も普通徴収になります。  
 なお、介護保険料と個人住民税は同一の公的年金から特別徴収を行うこととなります。

**問3. 障害年金や遺族年金は、個人住民税の特別徴収の対象となりますか？**

答3. 障害年金や遺族年金は、個人住民税の課税対象ではありません。  
 したがって特別徴収もされません。

**今月の納期**

- 町県民税 2期 ■国民健康保険税 2期
- 介護保険料 2期 ■後期高齢者医療保険料 2期

町税及び保険料は納期限内に納めましょう。  
 納付には便利な口座振替をぜひご利用ください。

【問合せ先】  
 税については税務課（八森庁舎）  
 保険料については福祉保健課（八森庁舎）  
 TEL 77-2111

**8月31日は個人事業税（1期分）の納期限です。**

納税通知書が送られている個人の事業者の方は、お忘れなく最寄りの金融機関で納税してください。  
 なお、個人事業税の納税には、便利な口座振替制度もあります。

詳しくは、北秋田地域振興局県税部  
 (TEL 0186-49-2211) までお問合せください。

**税務課からのお知らせ**

**公的年金からの個人住民税の特別徴収が始まります**

すでに広報5月号でお知らせしたとおり、今年10月から個人住民税(町県民税)を公的年金から特別徴収する制度が開始されます。  
 この制度では、公的年金を受給され住民税の納税義務のある65歳以上の方が対象となります。

現在、公的年金受給者で住民税がかかる方は、年に4回、金融機関などに出向いて納税していますが、今年10月からは社会保険庁が対象となる方の個人住民税を直接八峰町に納めるようになりますので、納税のために出かける必要がなくなります。

**●特別徴収される年金は？**

公的年金の受給開始時期により、下記のとおり特別徴収を行う年金部分は異なります。

**【昭和61年3月31日以前から年金を受給している方】**

※それぞれの年金から特別徴収を行いません。

《自営業者等》	《民間給与所得者》	《公務員等》
国民年金(定額制)	厚生年金(報酬比例部分) 厚生年金(定額部分)	共済年金

**【昭和61年4月1日以後から年金を受給している方】**

※すべて、老齢基礎年金から特別徴収を行います。

《自営業者等》	《民間給与所得者》	《公務員等》
厚生年金(報酬比例部分)		共済年金
老 齢 基 礎 年 金		

新車・中古車販売(国産全メーカー)  
 車検・定期点検・钣金塗装

**沢目自動車**

TEL 76-2065 FAX 76-3280  
 沢目駅前



利用料金値下げし利用しやすく致しました  
 いつでもご見学、ご相談可能

**グループホーム いこい**

八峰町峰浜田中字立花13-1  
 TEL 70-3151

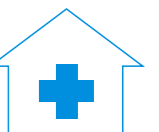
八峰町障害福祉法指定店 各眼科処方箋取扱店  
 補聴器・メガネ・時計・宝石・はんこ・ゴム印

**吉田時計メガネ店**

医療機器販売管理者 吉田 泰

八峰町八森字中浜15-2 電話: 77-2034  
 ご自宅までお伺いします。お気軽にどうぞ。

**皆川薬局**



どちらの処方せんでもお受けします。

薬剤師 皆川 鉄治 ・ 皆川 真実

八峰町峰沢目駅前 TEL. 76-2052・FAX. 76-2199

営業時間 7:00~20:00 / 休業日 日曜日・祝祭日